

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-29 (2.11.11)	総 務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について ▶陳情理由 1 2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した候補者105名のうち6名の任命を拒否した。これは、日本学術会議法（以下「法」という。）及び学問の自由を保障した憲法第23条にも抵触するものである。 2 学問は、真理やあるべき姿を発見するための不断の営みであり、学者はそうした活動の中で、学術的立場から政府に対して厳しい反対意見を表明することもあり得る。そのため、学問は、歴史的に政府による弾圧にさらされてきた。わが国においては、1933年、文部大臣によって京都帝国大学の滝川教授に対する休職処分が教授会の同意なく行われた滝川事件や、美濃部達吉東京帝国大学教授が、著書の発売等を禁止され、貴族院議員の地位を追われた天皇機関説事件など、政府の意向に反する研究を弾圧した歴史的な苦い経験がある。 日本国憲法は、こうした学問の弾圧や、思想の統制により、一方的に戦争に突き進んでいった過去の苦い教訓を踏まえ、人類文化の発展に学問の自由が必要であることから、これを強く保障した。こうして科学者は、政府の干渉を受けずに学問的研究活動や研究成果の発表をする自由を享受するのである。 さらに、科学者同士の切磋琢磨や協力の場合、研究発表の場があつてこそ、科学者による真理探究活動が活性化するから、大学の自治は保障され、また、このたび問題となった日本学術会議も存在するのである。 3 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表	個人 (倉吉市)	不採択 (2.12.17) 本会議(R2.12.17)委員長報告 会議録暫定版 「日本学術会議の会員任命に当たり、内閣総理大臣が一部会員の任命を拒否した事案については、日本学術会議から任命しなかった理由の開示と任命を求める要望書が内閣総理大臣に提出されたものと承知しております。 この要望書を受け、現在、政府と日本学術会議が、今後の在り方について、議論を続けている最中であること。また、現時点において、本県議会において意見書を提出する必要性が認められないことから、不採択と決定いたしました。」

総務教育常任委員会・陳情

		機関であり（法2条）、独立して、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることを職務とし（法3条）、科学を行政に反映させる方策等を政府に対して勧告する権限も有している（法5条）。その会議体は、人文科学、生命科学並びに理学及び工学において優れた研究又は業績がある者をもって構成され（法11条）その成果を政府とは独立した立場で進言し、行政はこれを参考にして政策に反映させるのである。 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもって、これを組織（法7条）し、この半数は改選であるところ、推薦された105名を任命しないことは、同条にも反する。 4 ところで、今回任命拒否された6名は、これまで政府にとって耳の痛い事柄について政府に意見してきた教授らだった。一方、政府は、今回の任命拒否について、日本学術会議による推薦者の中から、「総合的・俯瞰的」な観点から任命権者である内閣総理大臣が法に基づいて任命拒否を行い、任命には政府の裁量がある旨を主張する。しかし、日本学術会議は、後述のように政府から独立した自律的組織であり、この人事に政府が介入することは許されないと解するべきである。内閣総理大臣の任命権は、たとえば内閣の助言と承認に基づき国事行為を行う天皇の任命と同様に、あくまでも形式的任命に過ぎない。 実際、内閣総理大臣による任命権を盛り込む法改正があった1983年国会では、「任命行為はあくまでも形式的なものであり、推薦された者をそのまま会員として任命する」旨の政府答弁が行われている。また、首相は、任命拒否は会議のあり方を検討した、過去2003年と2015年の政府の有識者委員会の報告書を踏まえた述べたが、この委員会では人事介入を想定した議論はなく、任命拒否は当初より想定されていなかった。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		5 そもそも、法は、日本学術会議が「独立して」職務を行うものと規定している（法3条）。また、日本学術会議の会員の選考基準は、「優れた研究又は業績がある科学者」である（法7条2項、17条）。誰が優れた研究又は業績のある科学者かを判断することができるのは、同じく優れた研究又は業績のある科学者で構成された日本学術会議であり、それについて素人の政府・首相にはその判断をすることが不可能である。さらに、法は、会員の地位の喪失事由を「会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったとき」（法25条）、及び「会員に会員として不適当な行為があったとき」という二つに限定しており、しかも、日本学術会議の同意や申出を必要としている。このように、法は、会員の地位の喪失事由を、たとえば裁判官の身分保障のごとく限定して、会員の身分を制度的に保障し、日本学術会議の自治を保障し、結果学問の自由を保障しているのである。 以上検討してきたところによれば、法7条2項の「任命」は、あくまで形式的任命に過ぎないことは明らかである。 6 ところで、11月2日午前からの衆院予算委員会では、本件に係る議論があった。菅総理は、東京大の加藤陽子教授以外は、問題が起きる前に「承知していなかった」とのことである。日本学術会議が上げた105人分の推薦リストも詳細に見ていないのに、任命拒否で「かなり悩んだ」とのことである。見ていないものについて悩むのは、奇々怪々というほかない。また、「旧帝大など出身大学に偏りがある」といいながら、除外された6人の中には私大の研究者もあり、説明がつかない。 7 上述のように、本件任命拒否については、日本学術会議法制定の趣旨に反した人事介入といわざるを得ず、学問の自由の侵害にも繋がることから、政府に対し、本件任命拒否問題の検証と、「総合的・俯瞰的」という語にとど	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		まらない) 明確な任命拒否理由の提示、再発防止を求める旨の意見書を提出していただきたく、陳情するものである。 ▶陳情事項 鳥取県議会から政府に対し、日本学術会議任命拒否問題の検証と、明確な任命拒否理由の提示、再発防止を求める旨の意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--